

平成 2 9 年泉北環境整備施設組合議会

第 2 回定例会 会議録

平成 2 9 年 7 月 2 8 日（金）

泉北環境整備施設組合議会

1 平成29年7月28日（金）午前10時、泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	永山	誠	君	2番	宮口	典子	君
3番	森	博英	君	4番	寺島	誠	君
5番	古賀	秀敏	君	7番	野田	悦子	君
8番	高橋	登	君	9番	草刈	与志子	君
10番	田立	恵子	君	11番	坂本	健治	君
12番	早乙女	実	君	13番	吉川	茂樹	君
14番	小林	昌子	君	15番	辻本	孔久	君

1 欠席議員は、次のとおりである。

6番 井阪 正信 君

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口	伸六	副 管 理 者	辻	宏康
副 管 理 者	南出	賢一	代 表 監 査 委 員	北山	保
事 務 局 長	炭谷	力	事 務 局 次 長	野本	順一
会 計 管 理 者	池治	久美子	総 務 部 長	池尾	秀樹
環 境 部 長	逢野	典夫	総 務 部 理 事	木下	明信
総 務 部 長 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	大西	英明	総 務 部 総 務 課 長	西田	尚史
総 務 部 長 総 務 人 事 課 長	西井	英明	環 境 部 理 事	本庄	正
環 境 部 次 長	飯坂	孝生	環 境 部 理 事 環 境 事 業 課 長	渡邊	一午

環 境 部
泉北クリーンセンター所長
兼第1事業所長

細木 弘吉

環 境 部
資源循環型社会推進課長

村上 則次

- 1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総 務 部
総務課長代理

坂上 晃

総 務 部
総務人事課長代理

月下 浩一

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | | |
|-------|--------|--|--------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | | | 議席の指定について |
| 日程第 2 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | | | 会期の決定について |
| 日程第 4 | 議選第 1号 | | 議長の選挙について |
| 日程第 5 | 議選第 2号 | | 副議長の選挙について |
| 日程第 6 | 議選第 3号 | | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | | 監査委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 9 | 報告第 2号 | | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成28年度1月分～3月分) |
| 日程第10 | 報告第 3号 | | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成28年度平成29年4月分、5月分 平成29年度平成29年
4月分、5月分) |
| 日程第11 | 報告第 4号 | | 平成28年度定期監査の結果報告について |
| 日程第12 | 報告第 5号 | | 平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計予算事故繰越し繰
越計算書の報告について |
| 日程第13 | 報告第 6号 | | 専決処分の承認を求めることについて
(泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例制定について) |
| 日程第14 | 議案第 5号 | | 泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を
改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議案第 6号 | | 平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第1
号)について |

(午前10時8分開会)

○副議長（坂本健治君） 続いて、議員各位におかれまして公私何かと、と先ほどもご挨拶させていただきましたが、第2回定例会にご参集いただき厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で、定数以上の出席をいただいておりますので、平成29年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

なお、本日の日程につきましては、議会申し合わせ事項により、日程第6、議選第3号、議会運営委員会委員の選任についてまでの議事の取り扱い及び日程につきましては、私が決定させていただくものとして、お手元にご配付しております日程により議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程どおり、順次議事を進めてまいります。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のため発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 改めまして、おはようございます。副議長さんのお許しをいただきまして、本組合平成29年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨明けと同時に連日猛暑が続いておりますが、議員各位におかれましては、ますますご健勝のこととご推察申し上げます。

さて、本日、本組合の平成29年第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

また、泉大津、高石の両市の議員の皆様方におかれましては、役員改選が行われ、本組合の派遣議員として新しくお迎えをすることと相なりました。心からご歓迎を申し上げますとともに、今後とも本組合の運営に対しまして温かいご理解、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

本定例会にご提案いたしております案件につきましては、議会選出の監査委員の選任及び公平委員会委員の任期満了に伴う後任者の選任の件、また平成28年度の一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告の件及び専決処分の報告書の件、また組合職員の退職手当に関する条例改正の件並びに平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算の件、合わせて6件ございます。また、本定例会におきましては、議会役員改選も予定されております。いずれ

の案件につきましても、どうかよろしくご審議の上、いずれもご可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（坂本健治君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、**日程第1、議席の指定について**を議題といたします。

本件につきましては、本組合議会会議規則第4条第1項の規定に基づきまして、私より指定させていただきます。

1番 永山 誠議員、2番 宮口典子議員、3番 森 博英議員、6番 井阪正信議員、8番 高橋 登議員、9番 草刈与志子議員、10番 田立恵子議員、以上のとおり、議席を指定いたします。

その他の議員さんにおかれましては、従前の議席でお願いいたします。

続きまして、**日程第2、会議録署名議員の指名について**であります。

本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

4番 寺島 誠議員、8番 高橋 登議員のご両名をお願いいたします。

引き続きまして、**日程第3、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

次に、**日程第4、議選第1号、議長の選挙について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議いただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

辻本議員。

○15番（辻本孔久君） 辻本でございます。

坂本副議長が今、議事を運営していただいておりますので、私どもといたしましては、そのまま議長職にご就任いただきたく、皆様のご賛同を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○副議長（坂本健治君） 他にございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、よって、議選第1号、議長の選挙については、辻本議員の推薦をいただき、皆様のご賛同を得ましたので、不肖私が議長に就任させていただきます。

この際、議長席からではございますが、議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

このたび不肖私が議員皆様方のご推挙によりまして、本組合議会議長の要職に就任させていただくこととなりました。身に余る光栄と感謝申し上げますとともに、責任の重大さを痛感している次第でございます。

私自身、まだまだ浅学非才の身ではございますが、皆様のご指導、ご鞭撻を賜り、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単措辞ではございますが、就任のお礼を兼ねましての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（坂本健治君） それでは、引き続き議事に入ります。

次に、**日程第5、議選第2号、副議長の選挙について**を議題といたします。

本件につきまして、既にご協議いただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方式により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

7番 野田悦子議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議選第2号、副議長の選挙について、7番 野田悦子議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました野田悦子議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選人を告知いたします。

それでは、野田悦子議員より副議長就任のご挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。どうぞ。

○副議長（野田悦子君） ありがとうございます。副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま不肖私が議員皆様方のご推挙によりまして、本組合議会副議長に当選させていた

できましたことをこの上もなく光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感いたしている次第でございます。

議長を支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様のご支援とご協力、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単措辞ではございますが、就任に当たりましてお礼を兼ねましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（坂本健治君） 挨拶が終わりました。

引き続きまして、**日程第6、議選第3号、議会運営委員会委員の選任について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、本組合議会委員会条例第4条の第1項の規定に基づき、私よりご指名申し上げ、選任させていただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、私よりご指名申し上げます。

2番 宮口典子議員、3番 森 博英議員、6番 井阪正信議員、9番 草刈与志子議員、12番 早乙女実議員、13番 吉川茂樹議員、以上6名の方々を選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議選第3号、議会運営委員会委員の選任については、ただいまご指名申し上げましたとおり選任することに決定いたしました。

また、正副委員長も委員各位のご同意をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

委員長には13番 吉川茂樹議員、同じく副委員長には6番 井阪正信議員、以上の方々に委員長並びに副委員長をお願いすることに相なりましたので、よろしくお願い申し上げます。

この時点で暫時休憩をいたします。

なお、ただ今より、議会運営委員会を開催し、これ以降の議事の取扱い、及び議事日程等についてご審議をお願いしたいと存じますので、ただ今選任されました議会運営委員会委員及び副議長は、会議室のほうにお集まり願います。他の議員さんはそのまましばらくご休憩をお願いいたします。

（午前10時19分休憩）

(午前10時29分再開)

○議長（坂本健治君） 長らくお待ちいたしました。ただいまより会議を再開いたします。

なお、本日はこれよりの日程、日程第7以降については、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付しております日程により順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

引き続き議事に入ります。

日程第7、議案第3号、監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、永山 誠議員に除斥を求めます。

(永山議員退席)

それでは、本件につきまして、管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） ただいま上程されました議案第3号、監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本組合監査委員のうち、議会議員の中から選任されておりました貫野幸治郎議員におかれましては、大変お世話になったわけですが、5月15日の議員任期の満了に伴い、その後任といたしまして永山 誠議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項並びに本組合規約第12条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を賜りたく、ここにご提案を申し上げた次第でございます。

永山 誠議員におかれましては、平成23年高石市議会議員にご就任になり、現在2期目のご在任中で、その間組合市におかれまして監査委員、福祉土木委員会委員長等要職を歴任され、豊富な知識と経験は本組合監査委員として最適であると確信をいたしておる次第でございます。どうかよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくご願ひ申し上げます。

○議長（坂本健治君） 管理者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号、監査委員の選任については、提案どおり同意

することに決定いたしました。

ここで、永山 誠議員の除斥を解きます。

(永山議員着席)

次に、**日程第8、議案第4号、公平委員会委員の選任について**を議題といたします。

それでは、本件につきまして、管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） ただいま上程されました議案第4号、公平委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで公平委員会委員を務めていただいております山野喜弘氏の任期が本年7月20日となっております。引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして議会のご同意を賜りたく、ここにご提案を申し上げる次第でございます。

山野喜弘氏の経歴につきましては、お手元にご配付いたしておりますとおり、すぐれた識見と豊かな経験をお持ちでございまして、現在、組合市におきましても公平委員会委員長としてご就任いただいております。本組合公平委員といたしまして最適任であると確信をいたしておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂本健治君） 管理者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号、公平委員会委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

次に、**日程第9、報告第2号及び日程第10、報告第3号、例月現金出納検査の結果報告について**を議会運営委員会の決定により一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとし、処理いたします。

次に、**日程第11、報告第4号、平成28年度定期監査の結果報告について**を議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑のご発言はございますか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第199条第9項の規定に基づく報告があったものとして、処理いたします。

続きまして、**日程第12、報告第5号、平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局より説明願います。

どうぞ。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました報告第5号、平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

本件につきましては、下水道費の王子川矢板改修工事及び王子川維持管理工事その2の2件の工事におきまして、支障物件の発生により時間を要したため、平成28年度中に竣工できないことから、平成29年度に繰り越したもので、その内容につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会にご報告申し上げます。

60ページをお願いいたします。

予算科目は両工事とも第5款下水道費、第1項都市下水道費でございます。事業名は王子川矢板改修工事、5,758万7,758円のうち649万9,605円を平成29年度に繰り越したものでございまして、財源内訳は地方債が580万円、一般財源が69万9,605円となっております。

なお、本工事につきましては、平成29年4月20日に竣工いたしております。

次の事業名は王子川維持管理工事その2、702万4,553円の全額を平成29年度に繰り越したものでございまして、財源内訳は全額一般財源でございます。

なお、本工事につきましても、平成29年4月30日に竣工いたしております。

以上、平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についての説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく報告があったものとし、処理いたします。

次に、日程第13、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

本件につきまして、事務局よりご説明願います。

どうぞ。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました報告第6号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の61ページをお願いいたします。

本件は、平成28年度の人事院勧告に基づき、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、平成29年3月23日地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認を賜るものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

議案書の70ページをお願いいたします。

本件は人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改正及び組合市の状況を踏まえ、本組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

第1条関係は、本組合の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第34条第2項第1号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率を100分の10引き上げ、100分の90とするものでございます。

また、同項第2号では、再任用職員の支給率を100分の5引き上げ、100分の42.5とするものでございます。

次のページの附則第11項でございしますが、勤勉手当の支給率引き上げに伴い、勤勉手当の支給総額の調整を図る必要があるため、55歳以上の管理職員のうち特定職員の勤勉手当の減額率を100分の1.2から100分の1.35に改め、最低号給に達しない場合にあつては、100分の90に改めるものでございます。

次の第6条関係の給料表につきましては、人事院勧告に準じ、ページが前後いたしますが、議案書の68、69ページに記載しております別記の給料表のとおり、平均0.2%引き上げ、これらの改正は平成28年度4月1日から適用とするものでございます。

議案書の71ページ下からの第2条関係は、平成29年4月1日から施行する本組合の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、72ページの条例第18条では、扶養手当の支給

につきまして、人事院勧告に準じ、配偶者にかかる扶養手当の額を減じ、子に係る額の引き上げを平成30年度までに段階的に実施するものでございます。

内容につきましては、第18条第2項において条項の分割、第3項において配偶者に係る扶養手当を1万3,000円を6,500円に、子の6,500円を1万円に改正を行うものでございます。

なお、行政職給料表、8等級職員に対しては、配偶者に係る扶養手当を平成31年度より3,500円に改正を行うものでございます。

73ページから76ページの第19条においては、扶養手当受給の開始及び停止に係る職員の届出根拠の条項整理を行ったものでございます。

次の76ページは、第1条で改正いたしました勤勉手当の平成29年4月1日以降の規定でございます。第34条第2項第1号の再任用職員以外の職員につきましては100分の85に、同項第2号の再任用職員につきましては、100分の40に改めるものでございます。

また、77ページ附則第11項は、平成29年4月1日以降の勤勉手当の支給率改正により、特定職員の勤勉手当に対する減額措置率を100分の1.275に改め、最低号給に達しない場合にあっては、100分の85に改めるものでございます。

次に、第3条関係につきましては、本組合特別職の職員の給与に関する条例及び78ページの本組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。特別職の職員及び組合議員の期末手当、平成28年12月の支給率を100分の10引き上げ、100分の227.5に改めるものでございます。

なお、第3条関係につきましては、平成28年12月1日から適用するものでございます。

次に、議案書78、79ページの第4条関係は、第3条で改正いたしました特別職の職員及び組合議員の期末手当の規定でございます。6月支給分を100分の207.5に、12月支給分を100分の222.5にそれぞれ改めるもので、平成29年4月1日より施行するものでございます。

なお、人事院勧告に伴う給与改正による影響額といたしまして、304万8,000円でございます。

以上が泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

高橋議員。

○8番（高橋 登君） 泉大津選出の高橋 登でございます。ただいまご提案をいただきました報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、質問をさせていただきたいと思いません。

今専決は既に3月23日付で専決したものでございますが、この間、泉北環境整備施設組合議会が開催をされずに、本日の専決処分報告になったということは、一定理解をさせていただくものでありますけれども、今案件につきましてはそれぞれの母市議会においても議案審議はされ、可決をされてきたところであります。

まず、1点お聞かせをいただきたいのでありますけれども、今専決処分は泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてと泉北環境整備施設組合特別職の職員の給与に関する条例、さらには泉北環境整備施設組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例、3件の一部改正でありますけれども、それぞれの議案については独立した議案ということになっておるといふふうに理解をしておるところでありますけれども、今回、一括して専決報告案件とされた根拠及び理由について、まずお聞かせをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本健治君） どうぞ。

○総務部総務人事課長（西井英明君） 総務部総務人事課、課長の西井でございます。ただいまの議員のご質問についてお答えいたします。

組合市の改正状況及び従前からの本組合給与改正においても、一般職の職員と同様に改正してまいりました。今回も組合市において一般職及び特別職並びに議会議員の給与が同様に改正されましたので、一括上程いたしました。

以上でございます。

○議長（坂本健治君） 高橋議員。

○8番（高橋 登君） 一括上程をした根拠と理由についてお聞かせくださいというふうに、私、質問をさせていただいたんです。的確なご答弁にはなっていないんじゃないかというふうに思います。少なくともそれぞれ特別職あるいは議員と一般職の制度が違うわけでありまして、そういった意味では、これに人事院勧告の制度を連動させていいのかどうかと。よそでもこういう形での提案は当然されていることは十分に承知をした上で質問をさせていただいておるんですけれども、今回あえてそれぞれの議案ということではなくて、一括で提案をしてきておるところに少し私は問題があるのではないかということで、質問をさせていただきました。

さらに、この質問にもう一回ご答弁をいただきたいんですけども、今回の提案につきましては、人事院勧告に基づく一般職の給与の引き上げに伴うものでありますけれども、私も従来、母市の議会においても、人事院勧告に疑義を申し上げておるのではなくて、人事院勧告制度を活用するというのか、利用して特別職及び議員の一時金給与に連動させるということにかなり違和感があるし、問題があるのではないかという提起をさせていただいてきたところであります。今回のような一括した専決処分報告提案を、私どものそれぞれの意見を反映させる提案になっていない。一括提案されることで、我々の意見を反映できるようなシステムになっていないということを申し上げておるわけでありまして、本来ならそれぞれ別個の議案として提案をされるべきではないかというふうに考えております。

今回、一括提案をされたということにつきましては、もう既に専決がされて処分をした議案であるということで、安易な提案になっていないかということについて、少し一括提案に対して疑念を持っておるところでありますので、このことの見解もあわせて少しお話を聞かせていただきたいし、ご答弁をいただきたいということを2回目の質問にしたいと思っております。ということは、当初の質問と3点になろうかというふうに思いますけれども、それぞれご答弁いただけますか。

○議長（坂本健治君）　どうぞ。

○総務部総務人事課長（西井英明君）　総務人事課、課長の西井でございます。

何度も同様のお答えで申しわけございませんが、人事院勧告につきましては、官民の所得格差等の解消を目的としているもので、これまで一般職の期末勤勉手当も同様になった場合、組合市の状況等を見きわめながら特別職及び組合議員の期末手当についても改正を行っておりました。よって、今回も同様の趣旨で改正を行ったという次第でございます。

以上でございます。

○議長（坂本健治君）　今までの経緯というのも同時に説明してくれと今言っはるんやけれども、その経緯というのも説明してくれますか。

どうぞ。

○総務部総務人事課長（西井英明君）　総務人事課長の西井でございます。

経緯ということでございますが、組合市につきましても同様な改正を行っているということで、本組合は3市の共同体でありますので、組合市の動向を見きわめながら改正しているということでございます。

以上でございます。

○議長（坂本健治君）　どうぞ。

○8番（高橋　登君）　これで同じ質問を繰り返すのは私もしたくないんですけども、質問に対しては答えていただきたいんですよ。私の質問の趣旨が余りご理解をいただいているんじゃないかというふうに思うんですけども、一般職の人事院勧告、それは当然のこととして、人事院勧告に基づいての改正、これは理解をいたしますということを表明はさせていただいております。ここに制度設計がもともと違うという認識があるのかどうかわかりませんが、特別職と議員につきましては別の制度で設定をされているわけで、ここで連動をさせるのはいかなものかという問題提起をさせていただいているんです。

このことに対してご答弁をいただいているんですけども、これはもう認識の違いというふうにいるのか、これは制度の問題なんで、どこの議会においてもそれぞれ一般職あるいは特別職あるいは議員の改定に、それぞれについて提案をさせていただいているというふうには私は理解をしておりますし、本市の母市においてもそういう形で議論をしてきたところがあります。

今回、専決であるとはいえ、一括して提案されてきたところに対して説明を求めたわけでありまして、そこに対しては一定、見解というのか、泉北環境整備施設組合のこのことに対する見解というものを私は求めたいと思いますし、必要だというふうに思います。それをもってやはり市民の理解を求めるべきではないかというふうには持っておるんですけども、このことに関してもう一度、申しわけないですけどもお答えはいただけますか。

○議長（坂本健治君）　局長。

○事務局長（炭谷　力君）　事務局長の炭谷でございます。

泉北環境整備施設組合としましては、人事院勧告につきましては従前からこのような形で、3市の各市の状況を踏まえながらこういう状態に対応させていただいております。

以上でございます。

○8番（高橋　登君）　管理者においては、余り横から口を挟まないようにひとつよろしくお願いをしたいというふうに。

従前からはそういう形でやってきていることは、十分に承知をしておると。制度が違うということについて、それは認識があるのかどうかということを改めて聞いているんです。その上で、もうあえて聞きませんが、少なくともそういう制度の違いがあるということをご認識いただいた上で、それぞれの部分で3本の議案として提案をするのが、より丁寧な提案になってきておるのではないかとということを申し上げておきたいというふうに思います。

今専決の報告につきましては、先ほども申し上げましたように、3月の時点で専決されたものとはいえ、それぞれ職員、特別職、議員の給与と身分にかかわる問題であります。市民の理解を得るためのしっかりとした審議が求められております。特に職員の身分と給与改定のために設置されている人事院勧告を特別職と議員に連動させる今回の専決処分につきましては、市民の理解がなかなか得られないんじゃないかというふうにも私ども考えております。さらに、制度の法律体系が異なる3本の議案を一括専決処分として提案をされているものに対しても、十分な審議と議論を保障する提案の内容になっていないということにつきまして、まことに残念なことであるということをおし上げておきたいというふうに思います。

本来、人事院勧告の趣旨を理解し、職員の給与改定には理解を示すものでありますけれども、一括提案になっている提案に疑義を申し上げまして、改めてこのことを表明させていただくとともに、今後におきましては、それぞれの制度に基づいた提案のされ方をするように、改めて強く要望をしておきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（坂本健治君） 他にございませんか。

草刈議員。

○9番（草刈与志子君） 草刈です。質問いたします。

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部改正条例制定から第1条と第3条、泉北環境整備施設組合特別職の給与に関する条例及び泉北環境整備施設組合の議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正までを一括して質問させていただきます。

まず1点目、第1条の職員の給与に関する条例等の一部改正ですが、なぜ専決処分という形をとっているのか明確な理由をお聞かせください。

次に、第3条特別職の給与に関する条例及び議会の議員報酬、費用弁償に関する条例の一部改正であります。先ほど高橋議員の質問の中でも重なる部分があるのですが、私も特別職や議員の報酬の変動は先ほどの職員の給与変動と性質が異なり、人事院勧告に準拠されるべきものではないと考えております。やはり特別職や議員の報酬の変動は報酬審議会等を設置し、十分に議論してから決定されることが市民からも理解を得られるものだと考えておりますが、こちらもなぜ専決処分という形となっているのか明確な理由をお聞かせください。

以上、2点を質問とさせていただきます。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（坂本健治君） どうぞ。

○総務部総務人事課長（西井英明君） 総務部総務人事課長の西井でございます。ただいまの議員の質問についてお答えいたします。

まず1点目でございますが、本組合は組合3市の共同体でありますので、本組合の人事院勧告については、組合市3市の議決が全て定まった時点で合わせていたものでございますが、今回、泉大津市が3月議会で議決されたもので、組合議会が2月でありましたので組合議会を開催するいとまがなく、平成29年3月に専決処分をすることとなったものでございます。

そして、2点目につきましては、過去より期末勤勉手当についても特別職及び組合議員の方につきましては職員と同様に組合3市と同様な改正を行っております。

なお、専決処分の理由としましては、1点目の理由と同様に組合会議を開催するいとまがなく、専決処分としたものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本健治君） 草刈議員。

○9番（草刈与志子君） ご答弁ありがとうございます。

最後に、もう意見要望させていただきます。

まず、職員の給与変動に関しては、本事務組合のさまざまな事業に対して市民からの税金を充当している以上、専決処分ではなく、大変タイトなスケジュールになり調整等においても困難なことは十分に理解しておりますが、臨時議会を設けてまでも協議する案件だと考えております。今後、職員の給与変動に関する条例の改正案件は、臨時議会で協議できる場をつくっていただけることを強く要望いたします。

また、第3条関係の特別職の給与改正、議員の報酬改正については、人事院勧告に準拠するべきものではないと考えておりますので、報酬審議会等を設置し、協議できる場を設けていただきますよう強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（坂本健治君） 他にございませんか。

（なしの声あり）

他にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、報告第6号、専決処分の承認を求めることについては、報告どおり承認することを決定いたしました。

続きまして、**日程第14、議案第5号、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

どうぞ。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました議案第5号、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の83ページをお願いいたします。

本件は、雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について所要の規定の整備を行うもので、国家公務員退職手当法の改正と同様のものがございます。

改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。議案書の88ページをお願いいたします。

第12条第5項及び89ページの第6項については、失業者の退職手当についてその対象者の改正を行うもので、雇用保険法の改正に伴いまして、文言の整理を行うものがございます。

次に、90ページにかけての第10項については、退職した職員が雇用保険法の規定による基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる要件について、第2号ア及びイとして規定を追加するものがございます。

次に、91ページの第11項第5号及び92ページの第6項については、雇用保険法の規定による移転費及び求職活動費に相当する退職手当の支給を受けることができる要件について、文言の整理を行うものがございます。

次に、92ページから94ページにかけては、附則に第10項を追加するもので、平成34年3月31日以前に退職した職員に対しまして、失業者の退職手当に係る暫定措置に関する経過措置を設けるものがございます。

恐れ入ります。85ページにお戻りください。

この条例の附則といたしまして、この条例は公付の日から施行するものですが、第12条第11項第5号の改正規定及び附則第7項の規定については、平成30年1月1日から施

行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、85ページから87ページにかけまして、附則第2号から第7号までを設けるものでございます。

なお、現在、本組合については、当該改正に伴い影響のある退職者はございません。

以上が泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第15、議案第6号、平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）**についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

どうぞ。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました議案第6号、平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の95ページをお願いいたします。

本件につきましては、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例制定及び人事異動に伴う人件費の増減調整を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり歳入歳出それぞれ455万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億951万9,000円と定めるもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、歳出よりご説明申し上げます。議案書101ページをお願いいたします。

3歳出、第1款議会費、第1項議会費の職員手当等で3万円の増額、第2款総務費、第1項総務管理費の給与等の人件費で810万円の増額、第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費の給料等の人件費で153万円の増額となり、102ページの第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費の給料と人件費で476万の減額、次の第5款下水道費、第1項都市下水道費の給料等の人件費で35万の減額となったものであります。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。100ページをお願いいたします。

2歳入、第5款諸収入、第2項雑入につきましては、スチール缶プレスの売却代の増収により455万円を増額するものでございます。

ちなみに、本補正予算に伴う分担金の増減はございません。

以上が平成29年度一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（坂本健治君） 説明が終わりました。

本件につきまして、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号、平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号については原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日ご提案申し上げました案件につきましては、議員の各位におかれまして慎重にご審議を賜りまして、全ていづれもご同意、ご承認、ご可決を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、議会役員改選に伴いまして、新しく坂本議長様、野田副議長様のご就任をされました。また、議会運営委員会の委員の選任につきましても、選任を賜りました。今後、正副議長さん、また議員各位におかれましては、何かとご苦勞をおかけ申し上げますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、泉北クリーンセンター焼却施設におきましては、平成27年、平成28年と年々可燃ごみの流入量が減少しておりまして、27、28対比で6124トン減少をしておるわけでありまして。また、一方で資源ごみのほうに対しましては、27、28対比で891.73ということで、いわゆる増えておるわけでございますが、おかげさまで現在、日量7トンの処理目標に対しまして、各シルバー人材センター、各市から派遣をいただいております。本当に熱心に頑張っていたっておりまして、非常にスムーズな稼働が現在進んでおります。

順調に推移をいたしてございまして、さらに平成25年度からはごみ焼却量1トン当たりの発電電力量につきましては、3年連続で全国1位となっております。おかげさまで順調に推移しておると認識しておりますが、これも議員各位のいろいろとご支援、ご協力の賜物とあわせまして感謝、御礼を申し上げたいと思います。今後とも引き続きより効率的で効果的な運転を実施しながら、将来を見据えた年次計画に基づきまして、定期整備等を行いまして、施設の延命化に努めてまいりたいと存じます。

今後におきましては、施設の老朽化等による更新工事を初め、さらなる環境対策や一般廃棄物処理の広域化など、さまざまな課題があると認識しております。これら課題を克服していくためにも、我々3管理者、また職員一同、そして何より議員の皆様方の温かいご理解、ご支援、ご協力を賜りまして、より効率的、効果的な組合行政の推進のため、さらに努力してまいります。次第でございます。

議員各位におかれましては、これからますます暑い日が続きますが、どうかご健勝にてご活躍をいただき、引き続き本組合の運営にご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申

し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（坂本健治君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これもちまして平成29年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時13分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 坂本健治

泉北環境整備施設組合議会前副議長 坂本健治

同 署名議員 寺島 誠

同 署名議員 高橋 登